

1. 虐待防止委員会の目的と位置づけ

- NPO法人木曜クラブが運営する障害福祉サービス事業所において、「障害者虐待及び身体拘束等」（以下「虐待」という。）に対し、利用者の安全と人権保護の観点から虐待防止及び身体拘束等の適正化とその適切な対応（以下「虐待防止」という。）の推進に関する委員会を設置することを目的としています。
- 「虐待防止委員会」は「身体拘束適正化検討委員会」と一体的に行われます。
- 委員会は年に1回以上開催されます。

2. 委員会の構成

委員会は以下のメンバーで組織されます。

- 委員長（虐待防止責任者）：管理者がその任に就きます。
- 委員（虐待防止マネージャー）：管理者、サービス管理責任者、常勤職員中で虐待防止責任者が指名した者です。
- 利用者家族の代表。
- 苦情解決第三者委員等。
- 虐待防止責任者は虐待防止マネージャーを兼ねるものとされます。
- 虐待防止責任者に事故があった際は、管理者である虐待防止マネージャーがその職務を代行します。

3. 委員会の業務と責務

委員会は以下の業務を行います。

- ・ 「職員行動指針」「倫理要綱」を職員に周知し、行動規範とするよう啓発すること。
 - ・ 必要あるごとに「障害者虐待防止チェックリスト」で調査し、モニタリングを実施すること。
 - ・ 虐待発生後の検証と再発防止の検討を実施すること。
 - ・ 虐待の事例と分析結果を職員に周知すること。
 - ・ 虐待防止に係る研修を年に1回以上実施すること（受講者の報告書提出、実施内容の記録）。
 - ・ 虐待防止のための指針の整備、職員研修の内容、虐待内容・原因・解決策の検討、当事者等との話し合い、虐待防止および対応結果等の報告なども虐待防止責任者・マネージャーの職務に含まれます。
- 委員会の責務として、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指します。

4. 虐待防止のための職員研修

- ・ 虐待防止のための職員研修を原則年1回および職員採用時に実施します。
- ・ 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、研修報告書と共に保存します。
- ・ 虐待防止に係る研修を年に1回以上実施することも委員会の業務に含まれます。

5. 虐待発生時の対応と報告義務

- 虐待発生時は、虐待を受けた利用者の保護、虐待内容の記録を行い、虐待防止委員会へ報告します。
- 利用者への虐待が認められた場合、虐待防止委員会は支給決定をした市町村窓口および障害者虐待防止センターへ通報します。
- 虐待等の通報や、虐待がうかがわれる事案の兆候を知り得た時は、直ちに通報するとともに、理事長に報告をして、その対応を行う義務があります。
- 委員会を開催した際は、虐待防止責任者は速やかに議事録をもって理事長に開催内容を報告します。

6. 身体拘束等の適正化に関する基本方針

- 当法人は、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、身体拘束をしない支援の実施に努めます。
- 身体拘束及びその他の行動を制限する行為は、原則として禁止されます。

やむを得ず身体拘束等を行う場合の3要件 利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に限り、以下の3要件をすべて満たした場合にのみ、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

1. 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

2. 非代替性：身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。
 3. 一時性：身体拘束等が一時的であること。
- 身体拘束を行う際は、その内容、時間等を個別支援計画等に記載し、利用者および家族に対し現場責任者が説明します。
 - 身体拘束を行っている間は、日々経過観察を行い、日誌に記録します。
 - 身体拘束が不要になった場合は、速やかに解除し、家族、後見人等に解除の理由を説明します。

7. 指針の閲覧

本指針は、各事業所内に虐待防止マニュアルとしてファイルし、職員全員が閲覧可能とします。また、法人のホームページにも掲載し、利用者やその家族がいつでも閲覧できるようにします。